

転入時におけるマイナンバー（個人番号）等の入力誤りについて

1. 事象

令和5年10月19日(木)に区の住民基本台帳に登録されている、以下対象者のマイナンバー（個人番号）(以下「マイナンバー」という。)及び住民票コードについて、転入時に入力誤りがあったことが判明した。

2. 対象者

未就学児 2名（区内在住）

3. 入力誤りの内容

令和元年12月に区への転入届を受け付けた際、同一世帯内における同一生年月日の対象者2名について、対象者を取り違えてマイナンバー及び住民票コードの入力を行った。

4. 経緯と対応

令和5年10月19日(木)

全国健康保険協会より対象者のマイナンバーが誤っていないか区に対し連絡があった。住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)にて対象者のマイナンバーと住民票コードが前住地と異なっていることが確認できたことから、区の入力誤りであることが発覚したため、対象者の世帯の住民票発行の仮停止処理を実施するとともに、関係各課への報告を開始、対象者の世帯主へ事象を報告、対応を開始したことを説明した。

令和5年10月20日(金)

地方公共団体情報システム機構へ入力誤りを報告し、住基ネットの修正方法等について確認した。第1回中野区危機管理等会議(コロナ以外)を開催し、可能な限り即時に誤りを修正すること、同一事象の恐れのあるデータの点検の実施、及び、早期の区民への公表を確認するとともに、各部への影響確認を依頼した。

対象者の住基ネット及び住民記録システムの修正が完了した後、住民票発行の仮停止の解除を行った。各部における影響確認調査の結果、対象者に直接的な被害がないことを確認したうえで、プレスリリース及び区公式ホームページへの掲載、及び、同一事象の恐れのあるデータの点検を開始した。

令和5年10月21日（土）

同一事象の点検を終日に渡って継続した。

令和5年10月22日（日）

対象者の世帯主へ対応の完了及び結果の報告を行った。

令和5年10月23日（月）

全国健康保険協会へ修正の完了を報告、同一事象の点検が全件完了した。

5. 同一事象の恐れのあるデータの点検について

同様の入力誤りの恐れのあるデータ全件の点検を行い、入力誤りは発見されなかった。

（1）点検の観点及び対象データ数

マイナンバーが付番された平成27年10月5日以降、令和5年10月19日までに中野区に転入した区民のうち、以下に該当するもの

ア 同一世帯、同一生年月日、同一届出日の転入者 373人

イ マイナンバーが付番されている国外転入者 6,044人

※ア、イともに対象には外国籍のものを含む

（2）点検方法

住民記録システムより点検の観点に該当するデータを抽出、リスト化し、住基ネットを利用（検索）することでマイナンバー付番時から現在まで住民票コードに相違がないことの確認を行った。

6. 再発防止の取組について

点検の観点に該当する転入者を登録する際には、漢字氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバー、住民票コードの6情報について、複数人で転出証明書と読み合わせることをマニュアルに反映し、確認を徹底する。

なお、令和7年度末までに実施する基幹システム標準化のなかで、全国の市町村で発行される転出証明書に規格が統一された二次元コードが印字されるようになる。その二次元コードを転入の入力時に読み取ることにより、転出証明書に記載されている情報は基本的に手入力が必要なくなるため、マイナンバー、住民票コードの手入力による入力誤りを防止できるようになる予定である。